

保育闘争委員会ニュース 公的保育を守り拡充させよう

2011年
6月1日(水)
第37号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

東京自治労連

「新システム」とのたたかいの第三次 行動計画決定

東京自治労連は、6月1日開催した中央執行委員会で、「『新システム』とのたたかいの推進について」（第3次行動計画）を決定しました。今通常国会時期の当面の取り組みと夏から秋にかけての取り組みについて提起しています。内容は以下のとおり。

I、「子ども・子育て新システム」をめぐる情勢

- ・ 政府は6月末にまとめるとしている「復興構想」と「社会保障・税一体改革」に向けて、「社会保障と税の一体改革」について4月27日に議論を再開、5月23日に開催した「社会保障改革に関する集中検討会議」（議長：菅首相）は、年金制度「改革」とともに「安心3本柱」として、①「子ども・子育て新システム」②非正規労働者への社会保険適用拡大③医療・介護・保育・障害者制度の自己負担に制度横断的な上限を設けることを打ち出した。
- ・ 今後、管政権は、復興と社会保障を口実に消費税の増税、TPP、道州制を含めた「地域主権改革」を、自民党との大連立を通じて貫徹することをねらっている。しかし、増税による復興に対しては根強い批判があり、TPPについても農協・漁協など激しい批判が存在している。また、構造改革と対米追随を露骨に推進し、震災復興でもたつく菅政権に対する国民の批判も背景に、野党は本日にも菅首相の不信任案を提出するとしており、通常国会をめぐる先行きがまったく不透明な状況となっている。
- ・ 5月25日に幼保一体化WT、5月26日子ども指針WT、5月27日基本制度WTが開催され、まとめを強引にすすめる可能性がある。しかし、保育3団体は、予算が担保されることを同意の前提にしており、矛盾は小さくない。
- ・ 東日本大震災で被災した保育所、保育園児に対する対応は、自治体が責任をもって状況の把握と緊急な対応を行っており、現行の公的保育制度が震災という非常時においてまさに力を発揮したことを示している。「新システム」に移行すれば、それらは事業所の責任に委ねられるのが枠組みであり、対応できないことは明白である。

II、この間の運動の到達

- ・ 昨年秋から始めた署名は327万筆に達し、新署名は25万筆。
- ・ 意見書採択は34府県を含め、185自治体。東京は12区市：葛飾、中野、荒川、北、豊島、清瀬、小平、小金井、府中、西東京、国立、羽村
- ・ 5・22保育集会 全体1600人 東京594人

III、今後の取り組みの基本について

- (1) 政府は6月22日までの通常国会会期は延長しないとしており、その場合は、「子ども・子育て新システム」関連法案は、仮に国会に提出されたとしても、成立までの時間的余裕はなく、

継続審議で臨時国会に先送りされることになる。その点を見据えて、通常国会段階の当面の取り組みと夏から秋に向けたたたかひの構想が求められる。また、予算関連法案や第二次補正にかかわり会期延長の可能性もないわけではないことも視野に入れておく。

- (2) 当面の取り組みとしては、以下の取り組みを推進する。
 - ① 新学習リーフにもとづく学習を推進する。
 - ② 宣伝署名活動を引き続き推進する。
 - ③ 引き続き「新システム」反対の議会意見書採択の取り組みをするめる。
 - ④ 「新システム」検討、社会保障と税の一体改革の検討に対する抗議の取り組み、国会議員への取り組みの強化を自治労連の提起に基づきすすめる。
 - ⑤ 当面の取り組みの節としての公的保育福祉を守る実行委「6・24 学習決起集会」の成功をめざす（600 人規模 中野ゼロホール）。

- (3) 夏から秋に向けた以下の取り組みを推進する。
 - ① 引き続き学習活動を推進し、大きなエネルギーの発揮出来る状況をめざす。
 - ② 「新システム」の問題点がまだ十分に国民に伝わってはず、7 月頃から大規模なビラとポスターによる宣伝活動を各団体共同で展開することをめざす。経費を早急に精査の上、費用の負担を含めて実施の計画を別途検討する。
 - ③ 延期した 5・15「新システム」に反対する東京集会を 10 月上旬開催をめざす（実行委員会を 6 月中をメドに発足させる）。そこに向けて、各地域ごとに集会、シンポ、学習会を共同を広げて開催し、東京集会に結集する。この取り組みの中で、特に私立保育園訪問・懇談活動を推進する。
 - ④ 2011 年度署名は、「新システム」関連法案反対を鮮明にした署名として早期に確定し、8 月段階から取り組めるように要請する。この署名を東京において大きく広げ、運動の拡大につなげる。
 - ⑤ 国会に向けた取り組みを強化しつつ、10 月上旬の東京集会をステップに、法案審議が進んでいると思われる 11 月 3 日の保育大集会（日比谷野音）に大結集を図る。運動の高揚を図りつつ、11 月 23 日の東京の自治体保育労働者運動実行委員会の集会も運動の跳躍台とする。
 - ⑥ 地域主権一括法が採択された関係で、東京の保育園面積基準緩和にかかわり都条例がねらわれるが、区市町村の 9 月議会に向けて東京都への意見書採択の請願・陳情を準備し、また面積基準の堅持・改善にかかわり区市町村に対する要請書を 8 月中に提出する。合わせて区長会、市長会にも要望書を提出する。東京都の条例案提出は、9 月都議会乃至 12 議会のどちらかであり、動きを把握しつつ、行動を設定する。
 - ⑦ 「新システム」とのたたかひとも結合し、保育ユニオン結成を契機とし、7 月から 8 月にかけて保育園の非正規労働者全員へのリーフ渡しと加入の呼びかけを推進する。

以上

【傘下の組織や保育関係者に配信・配布してください。配信希望者は氏名と所属、「保育闘争委ニュース希望」と明記し、パソコンよりメールでお申し込みを。内容を圧縮した「携帯メールニュース」は携帯からメールでお申し込みを】